

令和7年度 福島区役所保健福祉課（健康推進）臨時的任用職員 （獣医師・薬剤師） 募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

食品衛生関係、環境衛生関係、環境保全関係、犬・猫・その他動物、そ族昆虫等苦情相談受付・指導、狂犬病予防に関する業務、学生実習での講義、出前講座、その他健康推進関係業務に関すること

なお、上記業務内容は、窓口受付・電話対応・事務処理（パソコン操作を要する業務を含む）等も含む

3 受験資格

次の（１）、（２）、（３）、（４）のいずれにも該当するもの

- （１）獣医師もしくは薬剤師免許を有する者
- （２）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者
- （３）日本国籍を有する者

※臨時的任用職員の任用は公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます

- （４）パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和7年9月2日から令和7年12月22日まで（産休代替臨時的任用職員）

令和7年12月23日から令和8年3月31日まで（育休代替臨時的任用職員）

- ・任期は予定であり、職員の育児休業の取得状況等により変わる場合があります。
- ・職員が育児休業を取得できない状況になった際は、急遽、産前産後休暇期間のみの

採用となる場合等があります。

・育児休業者の申し出により、育児休業期間が延長となった場合には採用期間を延長することがあります。

5 勤務条件等

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日（休日除く）
- (2) 勤務時間 午前9時00分～午後5時30分（休憩45分含む）
- (3) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 時間外勤務 必要に応じて従事
- (5) 休暇等 年次休暇 特別休暇 介護休暇等
- (6) 勤務場所 大阪市福島区大開1丁目8番1号
福島区役所保健福祉課（健康推進）
- (7) 給料 【4年制課程修了者】初任給（月額）252,300円
【6年制課程修了者】初任給（月額）268,308円
地域手当を含みます
初任給調整手当が別途支給されることがあります。（獣医師のみ）
前歴などがある場合、その経歴に応じて加算されることがあります。
原則当月17日に支給します
- (8) 手当 通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当 等
- (9) 退職手当 採用期間が6か月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。
- (10) 社会保険 健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、
雇用保険（産休代替臨時的任用職員期間のみ）の適用あり
- (11) 服務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- (12) その他 受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6 選考日時、会場及び選考方法

日 時：令和7年8月7日（木曜日）午後1時30分から

場 所：福島区役所

※詳細な時間・場所は「受験案内」により通知します。

※試験当日に獣医師または薬剤師免許証原本をお持ちください。

選考方法：筆記（論述）試験

面接（口述）試験（個別面接）

（注）応募者多数の場合、集団面接となる場合があります。

7 申込方法

(1) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

- ・過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ 獣医師免許証または薬剤師免許証の写し

- ・試験当日に原本照合を行いますので免許証原本をお持ちください。

ウ 申し立て書 1通

エ 「受験案内」及び「結果通知」送付用の定形封筒(長形3号) 計2通

- ・必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

(2) 申込期間

令和7年7月10日(木曜日)～令和7年7月23日(水曜日)まで(必着)

(3) 申込書受付場所(申込書送付先)

〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号 福島区役所保健福祉課(健康推進)

※前掲7(1)提出書類のア～エを、持参または郵便等で送付してください。

※持参による受付は、申込期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までです。(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※郵便等の場合は「臨時的任用職員(獣医師・薬剤師)採用申込書等在中」と朱書きした封筒に、必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

※提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(4) 受験案内送付

受験申し込みされた方には受験案内を送付します。

なお、令和7年7月31日(木曜日)までに受験案内が届かない場合は、同日午後5時までに福島区役所保健福祉課(健康推進)(06-6464-9882)へ連絡してください。

8 結果の発表

可否は受験者本人あて送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 合格から採用まで

筆記及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者1名を内定者として決定します。

なお、内定者を除く成績が一定基準以上の方については、「採用候補者名簿」に成績順に登録し、登録期間中に内定者の辞退等で福島区役所保健福祉課(健康推進)臨時的任用職員(獣医師・薬剤師)において欠員等が生じた場合に、成績順に採用します。採用候補者名簿に登録された場合は、その旨を通知します。(採用候補者名簿登録期間：名簿登録

後から令和8年3月31日まで)

10 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・可否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。

11 問い合わせ先

福島区役所保健福祉課（健康推進）

住所：〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号（福島区役所2階24番窓口）

電話：06-6464-9882 ファックス：06-6462-4854

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと